

竹原市告示第88号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定により、令和7年度及び令和8年度において、竹原市が発注する測量、建設コンサルタント（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第19条第3号に規定する建設コンサルタントをいう。以下同じ。）等業務の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）及びその資格審査に係る申請手続等について、次のとおり定めた。

令和6年10月11日

竹原市長 今 榮 敏 彦

1 入札参加資格

別表第1左欄の希望業務の分野ごとに、同表右欄の希望業務の部門について、次に掲げる事項を総合的に審査する。

(1) 経営に関する審査事項

- ア 年間平均実績高
- イ 自己資本額
- ウ 有資格者数
- エ 営業年数

2 入札参加資格の審査に係る申請手続

(1) 申請を行うことができない者

次のいずれかに該当する者は、入札参加資格の審査に係る申請を行うことができない。

- ア 施行令第167条の4第1項の規定に該当する者
- イ 測量分野に属する部門、建築一般部門又は不動産鑑定部門に係る入札参加資格の審査に係る申請にあつては、それぞれ測量法（昭和24年法律第188号）第55条、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条又は不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号）第22条の規定による登録を受けていない者
- ウ 直近2年間において、入札参加資格の審査を申請する業務部門の属する業務分野について、業務を行った実績がない者
- エ 入札参加資格の審査に係る申請を行うときに、竹原市税並びに消費税及び地方消費税の滞納がある者
- オ 入札参加資格の審査に係る申請において、重要な事項について虚偽の申告をし、又は重要な事実の申告を行わなかった者。ただし、過去に虚偽の申請を行い、竹原市の入札参加資格の取消しをされた者で、入札参加資格審査の申請日において当該取消しの日から24か月を経過している者を除く。
- カ 次の(ア)から(ウ)までに掲げる届出の義務を履行していない者
 - (ア) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務
 - (イ) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務
 - (ウ) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務

(2) 申請手続

入札参加資格の審査を受けようとする者は、電子申請（広島県の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申請を行う者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織（以下「電子申請システム」という。）を使用して申請を行うことをいう。以下同じ。）を行うものとする。

ア 申請方法

電子申請システムで定める様式によって作成した電磁的記録を広島県の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録させることにより申請を行うものとする。

広島県に提出すべき添付書類（令和6年広島県告示第879号を参照。）については広島県土木建築局建設産業課（広島市中区基町10番52号）（以下「広島県建設産業課」という。）へ、別表第2に掲げる添付書類については竹原市総務部財政課（竹原市中央五丁目1番35号）（以下「竹原市財政課」という。）へ持参又は郵送により提出するものとする。

イ 申請期間

（ア） 令和6年11月1日（金）から令和6年11月22日（金）までに電磁的記録を広島県の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録させ、かつ、令和6年11月29日（金）までに別に提出すべき添付書類を持参、郵送等により広島県建設産業課及び竹原市財政課へ到達させなければならない（期日までに記録又は到達しない場合は、申請全体を無効とする。）。

（イ） 追加申請期間については、別に告示する。

3 入札参加資格の取消し

入札参加資格の認定後、入札参加資格の審査に係る申請において、重要な事項について虚偽の申告をし、又は重要な事実の申告を行わなかったことが判明した場合等は、入札参加資格の取消しを行う。

入札参加資格の取消しを受けた者は、令和7年度及び令和8年度において、再び入札参加資格審査の申請をすることができない。また、令和9年度以降についても、その取消しの日から24か月を経過する日までは、入札参加資格審査の申請をすること及び入札参加資格の認定を受けることができない。

4 入札参加資格の有効期間

この告示で定めるところにより認定する入札参加資格は、その認定の日から令和9年5月31日まで有効とする。ただし、令和9年6月1日以降においても、令和9年度の入札参加資格の認定が行われていないときは、令和9年度の入札参加資格が認定される日まで有効とする。

5 その他の事項

この告示で定めない事項については、必要に応じて市長が定める。

別表第1

業 務 分 野	業 務 部 門
測量	測量一般
測量	地図の調整
測量	航空測量
建築関係建設コンサルタント	建築一般
建築関係建設コンサルタント	意匠
建築関係建設コンサルタント	構造
建築関係建設コンサルタント	暖冷房
建築関係建設コンサルタント	衛生
建築関係建設コンサルタント	電気
建築関係建設コンサルタント	建築積算
建築関係建設コンサルタント	機械設備積算
建築関係建設コンサルタント	電気設備積算
建築関係建設コンサルタント	調査
地質調査	地質調査
補償関係コンサルタント	土地調査
補償関係コンサルタント	土地評価
補償関係コンサルタント	物件
補償関係コンサルタント	機械工作物
補償関係コンサルタント	営業・特殊補償
補償関係コンサルタント	事業損失
補償関係コンサルタント	補償関連
補償関係コンサルタント	総合補償
土木関係建設コンサルタント	河川・砂防及び海岸・海洋
土木関係建設コンサルタント	港湾及び空港

土木関係建設コンサルタント	電力土木
土木関係建設コンサルタント	道路
土木関係建設コンサルタント	鉄道
土木関係建設コンサルタント	上水道及び工業用水道
土木関係建設コンサルタント	下水道
土木関係建設コンサルタント	農業土木
土木関係建設コンサルタント	森林土木
土木関係建設コンサルタント	水産土木
土木関係建設コンサルタント	廃棄物
土木関係建設コンサルタント	造園
土木関係建設コンサルタント	都市計画及び地方計画
土木関係建設コンサルタント	地質
土木関係建設コンサルタント	土質及び基礎
土木関係建設コンサルタント	鋼構造及びコンクリート
土木関係建設コンサルタント	トンネル
土木関係建設コンサルタント	施工計画・施工設備及び積算
土木関係建設コンサルタント	建設環境
土木関係建設コンサルタント	機械
土木関係建設コンサルタント	電気電子
その他	不動産鑑定
その他	登記手続等
その他	その他

別表第2

添付書類	申請者の区分	
	市内業者	市外業者
1 送信完了兼受付票 (電子申請の最後の送信完了画面を印刷したもの)	○	○
2 測量業者登録証明書、建設コンサルタント現況報告書、地質調査業者現況報告書、補償コンサルタント現況報告書、建築士事務所登録証明書、土地家屋調査士登録証明書、計量証明事業者登録証明書、不動産鑑定業者登録証明書及び司法書士登録証明書の写し	○	○
3 国税通則法施行規則(昭和37年大蔵省令第28号)別紙第9号書式による納税証明書(消費税及び地方消費税に係るもの)又はその写し	○	○
4 法人…直前1年の事業年度についての、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表 個人…直前1年の事業年度についての、貸借対照表及び損益計算書	○	○
5 法人…登記事項証明書(商業登記簿謄本)の写し	○	○
6 健康保険、厚生年金保険、雇用保険(以下「社会保険等」という。)の加入状況を確認できる書類の写し(社会保険等に加入義務がない場合又は適法に他の保険に加入している場合を除く)	○	○
7 申出書	○	○
8 納税に関する同意書(個人は代表者の同意書、法人は法人の同意書)	○	△
9 印鑑証明書(写し可)	○	○
10 使用印鑑届(実印と使用印が異なる場合のみ)	△	△

注1 ○印は提出が必要なものを示し、△印は該当する場合に提出が必要なものを示す。

注2 添付書類については、入札参加資格の審査に係る申請を行う日を基準日として作成すること。

注3 様式が定められているものは、所定の様式で提出すること。

注4 「2」のうち各証明書、「3」、「5」及び「9」の添付書類については、入札参加資格の審査に係る申請を行う日の3か月前の日以降に発行されたものを提出すること。

注5 建設コンサルタント登録業者が土木関係建設コンサルタント業務を、地質調査業者登録業者が地質調査業務を、補償コンサルタント登録業者が補償関係コンサルタント業務をそれぞれ希望する場合は、各登録規程による現況報告書の副本の写しの提出があれば、「4」及び「5」に定める書類については提出を省略することができる。ただし、提出する現況報告書の副本の写しは、国土交通大臣に

提出し、その確認印を受けたものであることとし、また、希望業務が各登録規程に定める登録部門の範囲内である場合に限る。

注6 入札参加資格の審査に係る申請を行う日までに直前1年の事業年度の財務諸表の調製が完了しない場合は、「4」にかかわらず、直前1年の事業年度の前年度の財務諸表とする。

注7 「7」の添付書類については、社会保険等に加入義務がない者又は適法に他の保険に加入している者が提出するものとする。

注8 「2」から「7」までの添付書類については、広島県を含めて入札参加資格審査の申請をした場合は、竹原市への提出は不要とする。

注9 「広島県申請手続の概要」等を参照し、添付書類の確認を行うこと。